医療法人名南会
名南訪問看護ステーションきずな運営規程＜医療＞

（事業の目的）
第１条　医療法人名南会が開設する名南訪問看護ステーションきずな（以下「ステーション」という。）が行う訪問看護及び介護予防訪問看護の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、病気やケガ等によって家庭において寝たきり、又はこれに準ずる状態（要介護状態、介護予防にあっては要支援状態）にあり、かかりつけの医師が訪問看護の必要を認めた者に対して看護師等が訪問して看護サービスを提供し、生活の質の確保を重視し、健康管理、日常生活動作の維持、回復を図り、在宅療養が継続できるよう、老人保健法及び健康保険法、介護保険法の基本理念に基づき、在宅医療を推進し支援することを目的とする。

（運営の方針）
第２条
１．指定訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要介護者の心身の特性をふまえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
２．指定介護予防訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
３．運営にあたっては地域との結びつきを重視し、名古屋市、保健所等の行政機関及び地域の保健・医療・福祉関係機関との連携に努めるものとする。

（事業の名称及び所在地）
第３条　訪問看護ステーションの名称及び所在地は次の通りとする。
（１）名称：医療法人名南会　名南訪問看護ステーションきずな
（２）所在地：名古屋市南区内田橋２丁目９番３号

（従業者の職種、員数及び職務内容）
第４条　ステーションに勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

職種	資格	常勤	非常勤	備考
管理者	経験のある看護師	１名		看護職員と兼務
看護職員	看護師 看護師 准看護師	６名	２名（専従） ４名（兼務） １名（兼務）	うち１名、管理者と兼務
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士			４名（兼務） ２名（兼務） ２名（兼務）	
事務員			０名	

（１）　管理者
管理者は、ステーション従事者の管理及び事業の利用申込みに係わる調整、業務の

実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たる。

（２） 看護職員等

看護師は訪問看護計画書及び訪問看護報告書（介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を含む）を作成し、事業の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第５条　訪問看護ステーションの営業日及び営業時間は次の通りとする。

月曜日～金曜日　　午前８時５０分～午後５時２０分

土曜日　　午前８時５０分～午後１２時４０分

但し、日曜日、国民の祝日、及び年末・年始（１２月３０日～１月３日）は休業日とする。

電話等により、２４時間常時連絡が可能な体制とする。

（訪問看護の提供方法）

第６条　訪問看護の提供方法は次の通りとする。

（１） ステーションの利用者はかかりつけの医師に申し込み、主治医が交付した訪問看護指示書により、訪問看護師が利用者状況を把握して訪問看護計画を作成し訪問看護を実施する。

（２） 利用者又は家族から、訪問看護ステーションに直接申し込みがあった場合は、主治医に訪問看護指示書の交付を求めるよう助言する。

（３） 利用者に主治医がいない場合は、関連地区医師会あるいは名古屋市の利用者が居住する区の在宅療養支援窓口，関係機関などと協議する。

（訪問看護の内容）

第７条　訪問看護の内容は次の通りとする。

（１） 病状、障害、全体状態の観察

（２） 清拭、洗髪等による清潔の保持

（３） 食事及び排泄など日常生活の世話

（４） 褥瘡の予防、処置

（５） リハビリテーション

（６） カテーテルなどの交換、管理

（７） 療養生活や介護方法の助言

（８） 認知症患者の看護

（９） ターミナルケア、認知症患者の看護

（１０）その他医師の指示による必要な医療処置

（通常の事業の実施地域）

第８条　通常の事業の実施地域は、南区、港区、瑞穂区、熱田区（事業所より３ｋｍ以内）とする。

（緊急時における対処方法）

第９条

１．緊急時などの対処方法は開始前に主治医、利用者と確認するものとする。

２．訪問看護師は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、主治医に連絡し、適切な処置を行う事とする。又、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送などの必要な処置を講じるものとする。
３．訪問看護師等は、前項の緊急処置をした場合は、速やかに主治医及び管理者に報告するものとする。

（利用料等）
第１０条　訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受理サービスであるときには、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とする。
（１）基本利用料として次の料金を徴収する。
医療保険法等適用者　　法に基づく自己負担額
介護保険法適用者　　法に基づく自己負担
（２）前条の通常実施地域を超えて行う事業に要した場合でも、交通費は徴収しない。
（介護保険の場合）
（３）その他の利用料
利用者の申し出により営業時間外に訪問看護を実施した場合。
（医療保険の場合）
①　休業日利用（８時～18 時まで）　　１日につき２０００円
自動車を利用した場合の交通費（訪問看護ステーションからの片道距離）
②　０～２Ｋｍ・・・５０円（消費税含）
③　２～３Ｋｍ・・・１００円（消費税含）
④　３Ｋｍ以上・・・１５０円（消費税含）
使用した医療材料、介護用品など　　実費相当額
死後の処置料については徴収しない。
前記（３）のその他の利用料については支払い困難と管理者が認めた利用者の場合は減額、または免除することができる。

（虐待の防止のための措置に関する事項）
第１１条　訪問看護ステーションは虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。
（１）　虐待の防止のための対策を検討する委員会を年２回定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
（２）　虐待の防止のための指針を整備する。
（３）　従業者に対し、虐待の防止のための研修を年１回定期的に実施する。
（４）　上記（１）から（３）までを適切に実施するための担当者を置く。
（５）　身体拘束について、利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、それを行ってはならない。身体的拘束を行う場合は、その理由、状況に関して記録する。

（従業者の就業環境の確保について）
第１２条
（１）　事業所はハラスメントに関する組織規程について周知・啓発を行う。

（２） 相談等に応じ適切に対応するために必要な体制を整備する。
（３） 事業所が必要な措置を講じるにあたっては、名南会法人ハラスメント相談窓口に相談もしくは、
（４） 「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル（厚生労働省）」を参考にして取り組む。
事業所は利用者からの常識の範囲を超えた要求や言動に対して、従業者の人権を守るため組織的に対応する。

（業務継続計画等の策定等）
第１３条
事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。
（１）事業所は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を年１回以上実施する。
（２）事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）
第１４条
事業所は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。
（１） 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね年２回定期的に開催し、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
（２） 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
（３） 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修・訓練を年１回定期的に実施する。

（医療情報活用）
第１５条
（1）当事業所は、医療 DX 推進の体制を整備し、質の高い看護ケアの提供を実施するため、情報を取得及び活用して訪問看護を行う。

（その他運営についての留意事項）
第１６条
訪問看護ステーションは、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
① 採用時研修　採用後 3 ヶ月以内
② 継続研修　年１回
③ 職員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
④ 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人名南会理事会と名南訪問看護ステーションきずなの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則　　この規程は、平成　９年　６月　１日　から施行する。
平成１５年　６月　１日　一部変更
平成１６年　４月　１日　一部変更
平成１８年　４月　１日　７月１日　一部変更
平成１９年　６月　１日　一部変更
平成２０年　６月　１日　９月　１日　１０月１０日　一部変更
平成２１年　４月　１日　５月　１日　　６月　１日　一部変更
平成２２年　３月３１日　５月　１日　　６月　１日　一部変更
平成２２年　８月　１日　一部変更
平成２３年　６月　１日　一部変更
平成２４年　３月　１日　６月　１日　一部変更
平成２５年　６月　１日　一部変更
平成２６年　６月　１日　一部変更
平成２７年　６月　１日　一部変更
平成２９年　６月　１日　一部変更
平成３０年　６月　１日　一部変更
平成３１年　４月　１日　一部変更
令和　１年　６月　１日　一部変更
令和　２年　３月　２日　一部変更
令和　２年　６月　１日　一部変更
令和　３年　４月　１日　一部変更
令和　４年　６月　１日　一部変更
令和　４年１０月　１日　一部変更
令和　４年１１月　１日　一部変更
令和　５年　６月　１日　一部変更
令和　6年　2月　18日　一部変更
令和　6年　3月　28日　一部変更
令和　6年　4月　 1日　一部変更
令和　6年　4月　15日　一部変更
令和　6年　6月　 1日　一部変更
令和　6年　7月　 8日　一部変更
令和　6年　8月　19日　一部変更
令和　7年　1月　1日　一部変更
令話　7年　2月　10日　一部変更
令和　7年　3月　1日　一部変更
令和　7年　4月　1日　一部変更
令和　7年　8月　1日　一部変更
令和　7年　12月22日　一部変更
令和　8年　3月　9日　一部変更
令和　8年　6月　22日　一部変更